

(様式第1号)

平成20年度 第4回 芦屋市社会教育委員の会 会議要旨

日 時	平成21年3月26日(木) 10:00~12:00
場 所	北館 4階 教育委員会室
出席者	議 長 花木 義輝 副議長 大江 紀子 委 員 安東 由則 委 員 野原 三恵子 委 員 中村 美津子 委 員 信岡 利英 委 員 樋口 茂 委 員 笠原 清次  欠席委員 水谷 孝子 事務局 教育長, 社会教育部橋本部長, 生涯学習課津村課長, 生涯学習課田嶋主査, 北詰主事補
会議の公表	<input checked="" type="checkbox"/> 公 開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 部分公開  <非公開・部分公開とした場合の理由>
傍聴者数	0人

1 会議次第

(1) 開会

(2) 議題

社会教育関係団体登録の見直しについて

(3) 今後の日程

2 審議経過

開会

(教 育 長)

－藤原教育長挨拶－

(津村課長)

それでは議事に入っていただきたいと思います。つづきまして、議題の進行につきまして花木議長お願いいたします。

－花木議長挨拶－

(花木議長)

それでは、議題の社会教育関係団体登録の見直しについて、事務局の方から報告をお願いします。

(津村課長)

レジュメ以外に資料を付けさせていただきました。まず資料1についてですが、これは上の方は平成19年に社会教育委員の皆様にもご報告させていただきました、阪神間の社会教育関係団体の数です。

阪神間では公民館登録団体登録を行っております。基本的に減免はしておりません。その経過でございますけれども、本市の場合は、ご存知のように公民館が市民センターという形で複合施設として設置されております。市民会館というものは特に活動の制限がありません。しかしながら、社会性のある公民館には一定の制限が加えられております。複合施設であるために一体的な部屋の活用ということから、当時阪神間ではなかったようではありますが、公民館も有料施設として取り組みを開始しました。そうした中から減免制度が生まれ、市民会館も含めて行うことから社会教育関係団体として一体的な登録制度をもって減免制度を進めて参りました。しかしその間、阪神間では公民館は無料ということでしたのでそうした減免制度と社会教育関係団体をつくる必要性がなかったということが一方ではございました。そこから、公民館の中では活動する団体の登録とあわせて有料化にともない、公民館の登録団体として発展してきた経過がございます。それがその下に書かせていただいている数でございます。1,300団体、多いところではそのような数字になろうかと思っております。それから、合わせて公民館以外での活動の場がある場合については登録をしないで、市民会館や集会所等をもって活動している団体もあります。そういう場合は登録団体には入ってこないということでありまして。ですから社会教育を推進し事業を展開している機関が各地において異なることから数字的な誤差は出てくるものと思っております。

資料2を御覧いただきたいと思っております。本市は早くから生涯学習、社会教育の取り組みを進めて参りました。そういう意味では、阪神間の中でも、芦屋が先進地という状況

が特に公民館活動を中心としてあります。合わせて、それと同じく、社会教育の先進地と言われたのは、東京、特に三多摩と言われる地域、それから関西では枚方です。

まず、関東では、資料2の最初のページですが、文京区、だいたいここは、市の規模と異なるところがありますから参考に載せさせていただいておりますけれども、文京で1,400、大田区で2,400、東京都台東区では750、千葉県船橋では2,285、松戸市では956という形で、団体登録をされて一定の支援を受けながら活動をされているという実態がございます。

それから、関西エリアの中で、新たな動きをしている都市として枚方市があります。

枚方市は平成17年から18年にかけて生涯学習社会への推進の取り組みについて大きな見直しが行われているところでございます。ご存知のように枚方の場合は、枚方市に公民館が無いくらいに枚方制度と呼ばれる「社会教育の主体は市民である」という非常に意義のある整理されたものがあります。枚方は、生涯学習センター的な意味付けとして公民館を無くしています。それは、生涯学習という観点から制限が加えられた公民館よりも、一層発展して色々な活動の場が提供できるようにということで動いたという点が一つと、生涯学習が、「いつでも、どこでも、だれでも」と言われた中で、無料が基本的な考え方であった時代から、利益者負担という発想の中から公民館そのものも有料化に変わってきています。

枚方の場合は、無料で提供された公民館を、本市でいう市民会館的な位置付けにすることの中で有料化を図っているという経過が一方ではあります。枚方の場合は社会教育の活動団体はありません。減免も基本的に行っておりません。唯一しておりますのは、障害者に対する減免と、あわせて青少年を中心とした活動に対しての減免だけでございます。高齢者等色々な各種の団体に対しては減免を行っていません。そのバックボーンとして生涯学習社会づくりへの基盤、それから、教育委員会に合った社会教育分野をすべて市長部局にもっていき、総合行政として生涯学習を市全体として進める町づくりを行おうとしています。この考え方は、本市が今回策定をしております生涯学習基本構想の中でも明記をしている総合行政への転換という発想は同じ考え方しております。

また、阪神間の動きの中で、減免ということを申し上げましたが、川西市は平成21年4月からの取り組みといたしまして、有料化にともない、料金設定を、 $m^2$ 数から算出された料金を二分の一にして、市が二分の一を負担した形でされています。減免という制度はありませんけれども、使用料そのものがもうすでに減額をされて規定されているとお伺いしております。基本的にはそういう現状があるということについて、まずご理解をいただきたいと考えております。

それでは本市としてこの見直しをどうするのかということですが、先ほど申し上げましたように、生涯学習社会の構築に向けての推進体制としての組織その他のあり方については、今後の課題として一定の見直しをしていきたいと考えております。

資料3をご覧ください。合わせて資料4、特に、登録団体に関する規則の登録の要件

も参考にしながらご覧ください。

まず、「芦屋市体育協会と傘下の協会及び個別団体について」ですが、これが現状どうなっているかと言いますと、まず、芦屋市体育協会として登録がございます。その下に例えば、バトミントン協会ですとかバレーボール協会とかがあるわけですがけれども、その各協会がまた登録をされている。一方、その協会の中には色々なチームがございます、そこが登録をされている。極端に言いますと、二重三重に登録をしている実態があります。この理由ですが、本市において利用を必要とする場合に登録証の提示が求められます。そうすると、非常に大きな体育協会が一枚のカードであれば、非常に利便性の問題として扱いがしにくいということがございます。基本的には、今後こうした二重三重の登録については排除していきたいと考えております。それは、体育協会として登録をしていただいた、その体育協会の中で傘下の団体及びグループでそういう活動をする場合の必要な枚数については体育協会を窓口としてこれに枝番をつけて、利便性を高めるために、お渡しをしたいと考えております。

PTAについても同じでして、市内のPTA協議会として登録をし、各幼稚園、小学校、中学校という形でそれぞれがまた登録をしていることについても、整理をし、体育協会と同じような考え方について行っていきたいというふうに考えております。

コミスクについても同じ考え方です。

問題は芦屋川カレッジ学友会と期別グループについてということですが、まず、芦屋市社会教育関係団体の登録に関する規則、これが規則の定められた要件、その(7)をご覧ください。「組織及び活動に参加を希望するものが新たに加わることのできる団体であること。」これが、実は登録に要する一つの規則で定められた要件でございます。では、カレッジの学友会、また、例えば、何年卒業の何期、期別のグループとして登録を今現在は認めております。本来であれば、では、学友会に一般の市民の方が入れるかということ、入れません。これは、芦屋川カレッジを受講された方が卒業してはじめて加入できる団体であり、期別のグループでありますと、その年に受講された方しか入れない。そうしますと、この規則に基づくと、対象にはならないということになります。しかしながら、社会教育になる学習活動を推進する大きな組織、また団体という意味では一定の整理が必要と考えたので、そこに記載をさせていただきました。さきほどの要件ですけれどもこの非常に狭い意味で解釈をしますと、対象にならないということになってしまいます。しかしながら、高齢者を対象とした社会教育と言う観点から、一定年齢に達した市民であれば誰でもが受講できます。卒業後は学友会に加入できることかできます。そうしたことから、登録を可とした経緯があると考えております。

合わせて、期別の考え方ですけれども、芦屋川カレッジは過去の歴史から、非常に多くの卒業生を輩出してきております。本市の施設のことを含めまして、そうした大きな活動団体であるカレッジが一堂に会して学習活動を行うということは非常に困難という問題も抱えております。そうしたことから、この期別の学習活動については学友会の

傘下の組織として登録をせざるを得ないのではないかと、これはこじつけではなく、恐らくそうした観点から今まで登録が認められてきたものと解するものであります。このことにつきましては、先ほどの体育協会やそれから PTA と同じように、まず、芦屋川カレッジ学友会として登録をしていただく。そして、問題は、期別でございますけれども、それは学友会の中の、傘下のグループという形で枝番号をつけた登録証の発行をしていきたいと考えております。

また、現在登録されている社会教育団体の中には、活動内容が本来社会教育事業、主たる活動が社会教育事業の団体でなければいけませんけれども、社会福祉を中心に活動されているグループもあります。これは、社会教育事業を主たる活動とするという規定からは外れるものでございます。そうした意味では、社会福祉活動を行う団体につきましては、基本的に社会教育団体として登録を認めるということは不可という結論をもってしております。しかしながら、社会福祉活動を行うということは非常に公益性の高い事業を展開されておりますので、それは、社会教育関係団体ではなく、市民センターの指定団体、公益性が高い団体が施設を使う場合に認めているものですが、そうした団体として登録することが適当であると考えます。

次に「社会教育関係団体と私塾・文化教室との違いについて」、実は非常に難しいのがこの部分でございます。私塾・文化教室と書いてありますように、通常の教室的なものは社会教育事業とはいえないと考えております。しかしながら、この区別の判断が非常に難しいという部分がございます。今後の取り扱いとして、この判断をするための一定の基準を定めていきたいと考えております。どういう形で書かれているかということでございますが、その下の事例というところをご覧いただきたいと思っております。まず武蔵野ですけれども、「団体代表者及び役員が、その団体の活動に起因する対価を得ることがないこと。」これが武蔵野市の基準の仕方でございます。それから、大田区では、「塾や各種教室のように講師が中心となって月謝をとり活動している団体は対象外。」「会員相互の親睦や交流のみが目的となっている団体は対象外。」と基準をしております。これも、社会教育活動をしていないという発想でございます。そこで、先ほどの期別のグループについては一部親睦的な要素もあるだろうと。しかしながら、講師を呼ばれ、学習活動をされているという点では、ここはちょっと外れているというふうに考えます。

船橋市はこんな規定を設けています。社会教育関係団体は「講師は全員の総意」私塾・文化教室は、「講師中心で縦の人間関係」でやっている。「経理は会員の互選による係りのものが行い、会費の経理内容は監査を受けて会員全員に公開します。」これが社会教育関係団体。私塾・文化教室は「個人が直接、経営者もしくは講師に月謝として支払います。経理内容は通常公開しません。」。社会教育団体は、「会員の総意で民主的に運営します。」私塾・文化教室は「私塾・文化教室の経営者もしくは講師自らが運営します。」と定められています。ここで、本市の公民館は一定の利用制限が加わっております。すなわち基本的に私塾・文化教室は営利を目的としているので使えない。それをもって、

社会教育関係団体と私塾・文化教室と一定の判断をしているということでございます。しかしこの部分が非常に曖昧であるのは、複合施設であるがゆえに市民会館の方は何でも使えます。極端な言い方をしますと。継続的な押さえ方はできませんけれども、市民会館は教室的なこととしても良いのです。ところが隣に同じように貸し出しをしている公民館は、本来は制限があります。ところが、相互の乗り入れのこともあって本市は公民館としての貸し出しが可能かだめなのか基準を少し曖昧にしてきた経過があると思います。本市の場合もう少し登録団体に関しては、一定の規定をもちたい、それは規則という形でもつのか、また要綱という形でもつのかにつきましては手法的な問題ですので、行政内部で検討していきたいと考えておりますけれども、そうした取り組みをしていきたいと考えております。

それから「有効期間について」、これは、基準年に登録しますと、3年間有効になります。団体が3年間経過すると会員の中の入替わりもございまして、登録要件がずっと満たしているのかどうかという確認ができない部分であります。そのため、本来市民が優先であるにもかかわらず、市外の方が多く登録をされていると指摘も受けました。

しかしながら行政が確認をするのは非常に難しいことですが、3年が長いということであれば、期間を2年とさせていただこうかなというのが今の考え方です。ただ、他市とは逆行しております。東京では、当初2年であったものを今度は5年にしました。その理由として、これは行政改革の中で、非常に人が減っております。そうした中で1,000とか2,000とかある団体を毎年この事務手続きを行うということは膨大な事務量になりますので、有効期間を5年と延長したという動きもございまして。しかしながら、減免をするということは、一定公費を投入するというところでございまして、この期間については少し短くしたい。ただ、毎年この事務を行うのは難しいので、2年で行ってみたいと現段階では考えております。ただ、すべて決定といいますか、教育委員会でもう既に決定したというものではなく、生涯学習課としての考え方でございます。

次に、市内、市外という問題ですが、規則上では「団体の構成員が、主として芦屋市民であり、」と漠然とした規定の仕方でございます。それでお手元に、「芦屋市社会教育関係団体登録申請要領」という2枚綴りで1枚申請書が付いているものをご覧ください。この登録申請要領についてはこのことを含めて見直しをしたいと思っております。

まず、このことですが、「(構成員の総数が10人以上で、かつ原則として市内在住・在勤・在学の者が6割以上であること。)」規則でいう主として芦屋市民であるという具体的な基準をこの要領の中でもっているというのが実情でございます。この6割をそれでは7割、8割にするのかということがございまして、これにつきましては、6割がやはり適当ではないかというふうに生涯学習課としては考えております。他市で聞きますと、5割というところもあります。一番厳しいところで7割という所がありました。地域というのも限りがございまして、施設というのも限りがございまして、活動の

場所というのが勤務先であったり、外出地であったりであろうかと思うのですが、市民の方が他市に行かれた時もそうした活動の中で行われていることを考えますと、全てが市民、在住、在勤だけというのは少し厳しいというふうに思っております。ですから、気分的には6割というラインは特段に特逸するものであるとは考えておりませんので、現行より取り扱っていきたいと考えております。

「規約及び経理機構を有すること。また、団体の本拠として事務所を有すること。」ですが、事務所を有するという規定、実は規則の中にどこにもそういうことはありません。活動の場が芦屋市内、これは、ありますけれども、事務所を、主体が市民の活動、学習活動をするのに事務所があるというのは基本的に考えられませんので、こうした細かな見直しにつきましては、今回のこの全体の見直しと合わせまして整備をしていきたいと思っております。説明は以上とさせていただきます。分かりにくい点がございましたら、お声をかけていただければと思います。

(花木議長)

今の件について、ご質問等ございましたらお願いいたします。

(安東委員)

資料1の社会教育関係団体と公民館登録団体とで、芦屋の場合はほとんどが社会教育関係団体ということですが、芦屋の公民館登録団体とは重複はないのですか。

(津村課長)

ありません。

(安東委員)

他の都市で、例えば宇都宮などの公民館登録団体については無料だから、その都度、登録があればそのまま登録をしているということによろしいのですか。

(津村課長)

先ほど申し上げましたように、有料化した都市等ございました。その段階では有料化している時には、登録された団体は無料ではなく減免をしております。川西だけが一定の料金をとっているという事なのですが、初めの料金設定の時に既に市が5割を負担した料金設定にされているようです。

(花木議長)

どっちで負担しているかということの違いということですかね。

(津村課長)

はい。

(安東委員)

他の都市でも減免はおこなっているのですか。

(津村課長)

期限を設けてないところもございました。しかし、一定何年というものを設けているところが多い。東京の方は2000何団体あるということで、登録の事業だけするのではなくて、他のいろんな事業を抱えて4人ほどでチェックをするので中身のチェックはまではできませんと嘆いておりました。

(橋本部長)

補足いたします。皆さんご承知かと思うのですが、社会教育法の3条で、「国及び地方公共団体は、この法律及び他の法令の定めるところにより、社会教育の奨励に必要な施設の設置及び運営、集会の開催、資料の作製、頒布その他の方法により、すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら実際生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するように努めなければならない。」また、2項に「国及び地方公共団体は、前項の任務を行うに当たっては、国民の学習に対する多様な需要を踏まえ、これに適切に対応するために必要な学習の機会の提供及びその奨励を行うことにより、生涯学習の振興に寄与することとなるよう努めるものとする。」というこの根拠に基づきまして、本市の場合は教育関係団体に対して、援助内容としまして、一つは、補助金、一部団体の補助金、それと施設、物資の減免なり無償供与、それとあとは求めに応じて専門的技術的指導員を派遣すると、助言するといった3つのサポートと申しますか、をこの根拠に基づいてずっとやっています。震災前は芦屋市の場合は人口規模からいっても他市よりも潤沢な財政状況でございましたので、人口にしたら倍くらいの財政規模があったというようなこともありました。手厚いサポートが昔はできていたということです。ただ、その中で、今言ったように社会登録団体は、思想、信仰、学問の自由が憲法で保障されている中で、学習内容について行政機関がどうこう中身を問いません。それは、全て、例えば趣味団体、例えばレクリエーションであっても当然社会教育関係団体ということは明らかです。その中で、ただ、そういった団体、趣味的な単なる趣味だけと申しますか親睦だけの団体に、助成までするかどうかというのは市の判断だと。そういうことですので、助成を続けていくべき団体とそうでない団体と分ける必要が今の時代あるのかなと思います。これだけ社会教育関係団体が増えてきた中で、それはあるのですが、津村が説明しましたように、各市の状況を調べてみますと、本市は生涯学習に対して先進市であるなど。割と援助をやってきている。これを後退させるのがいいのか

ということが一方でありまして、ただ、やはり押しえはしないといけないだろうということで、現行の助成はそのままにするにしても社会教育関係団体にならないような団体につきましてははっきり線引きをしたいと思います。

その次の段階になりましたら、市の財政状況ももっと逼迫してきましたら問題になると思うのです。ただ、本市の財政状況を言いますと、ちょっと外れるかもしれませんが、本年2月に平成30年度まで長期財政収支見込を出しました。毎年約10億円の歳入と歳出の差で、実質赤字になりますが、幸いにして本市の場合150億くらいの基金があるのですが、それを取り崩します。平成30年くらいまでに、110億くらい取り崩すのですが、丸40億くらい残るといような状況で、平成15年10月の行革以来かなり見直しをしまして、今かなり市民サービスも一部低下してきているところがあります。そういう不景気の中で、あまり今の市民サービスが低下する方向というのは避けるべきではないか、という判断がありまして、扱いは厳正にやっていきますけれども、根幹に関わるような見直しは今回避けた方がいいのかなという判断があります。

(信岡委員)

芦屋カレッジについてちょっと認識がお間違えのようですので修正したいと思います。芦屋カレッジの学友会というのは同期会に限られる。しかし、同期会の規約というものをお読みになったことがありますか。同期会の規約の中に、その指針、目的というのは生涯学習の継続であり、健康の増進であり、親睦でありというこういう目的をまず第一項に掲げまして、この指針に賛同する者についてはその期の修了生以外の者でも認めています。これは15年前から、学友会がありますけれども、この規約については必ず一項目入れるというようにしている。それがどうなっているのか。例えばその同期会の方が亡くなって、いつも連れ合いの方が出てくるといったケースがいくつもあります。それから、放送大学等の生涯学習を受講した方が、そこには継続的な組織がないということから同期会に入ってこられる方もあります。必ずしも同期会というのはその収容経緯に限定された活動は行っておりません。この点をご修正お願いします。これは15年前から実行していますし、ここに登録します団体においても同期会の規約というのは必ず決しているということです。

(津村課長)

公民館講座を受講する、公民館から派生するグループには1年間、いわゆる自主性グループという位置付けで、公民館がバックアップしております。自主活動、その部分については社会教育登録団体になれないのですね。なぜかという、社会教育関係団体になるには1年間の活動暦が必要です。学友会をつくった時には、その大きさ、担当者一人でやっている。ですから学友会、カレッジを運営し、いわゆる1年の活動、学友会をつくったときの1年の活動暦について無い中で認めている団体なんです。当時、これは

かなり議論がありました。私の知識が不十分で、期間がとんでおりますので、失礼なことを申し上げるかなと思いますけれども、一定のこの基準に満たず整理と、考え方を整理させていただいたというふうにご理解をいただけたらと思います。それにかからない部分というケースが出てくる可能性はあります。同期というのは、公募とかはされていないのですか。

(信岡委員)

そういう勧誘は一切ありません。これは他の社会教育登録団体がそこまでの活動をしているか全ての知識は私ありませんけれども、公募はやっていませんけれども、一つひとつのコミュニティの中で入ってくる、それはもう規約に拒むことは無いという形でしております。それから、1年間の芦屋カレッジの学習の期間を経て、ということを前提に、その1年間の猶予期間というものをそれに鑑みするということは前から、私ども前からそういう指示をもらっていましたからそれはそれに従っております。

(津村課長)

一度整理をさせていただきます。

(信岡委員)

それから、もう一つは、現在学友会がやっております色々な活動で、ルナホールで色々な講演会など数多く実施してまいりましたけれども、そのかなりの部分は一般公開しております。例えば新年ご礼会とか、夏のビアパーティーとか会員が出したお金でまかっている分には一般公開できませんけれども、それ以外はほとんどが一般公開しております。

(津村課長)

ここで申し上げたのは、行政が単に説明する時に、そのことをご理解いただく整理ですね、そのことで整理をさせていただいたということで、そこを外すとか、やってない、そういう意図で申し上げたのではないということをご理解いただきたい。

(信岡委員)

言われることは分かっております。一応誤解のないようにと思います。

それからもう一つ質問です。一応こういう事で体育協会とか PTA 連合会とか一つの核をつくってその下に枝番をつけるというのは、これまでの活動の内容と、どのような制限を設けるわけでしょうか。

(花木議長)

活動の制限ですか。

(信岡委員)

今まで一般がもっていた番号と違って、枝番になった場合は何か変更があるのでしょうか。

(津村課長)

そういったことは発生しません。というのは、二重三重の登録制度をやめたい、というのが一つですね。

(信岡委員)

それから、今度は個人的な意見ですが、私もかねがね思っておりましたけれども、例えば卓球の同好会とか、いくつか私の教え子がやっています。だから、卓球は卓球という一つの層があってその下にたくさんいくつも孫が誕生するのもおかしなものではないでしょうか。中には同じような年でたまたまそこに入る代わりに自分たちの仲間仲間で仲良し会をつくったというような会合がたくさんあるのを見かけました。そういう意味ではこういう核をつくって枝番を設けるとい、そういった淘汰をする意味でも、またそのグループが内容的に自立していく意味でも正直私は結構だと思っております。

(津村課長)

体育協会に限られていない、いわゆるスポーツとかレクリエーションされている団体に答えていただきたい。

(安東委員)

今のやり方を続けていかれるつもりなのか、それとももう廃止してしまっ、コミスク等、一部のところだけ減免という処置を残して、他を広く負担する形で総量を減らして全部に公開するという方が現実に即していると思います。基本的に峻別するといっても難しいと思います。確定すると非常に難しい、もう一部のそういう中心的なものだけを残して、他のものには自由にと、一定の範囲内に使ってもらえるように使いやすくするという方が行政的にもやりやすい。現実的にその方がいいのではないかと思うのですがどうですか。

(津村課長)

非常に難しい課題だと思います。先ほど枚方の例で申し上げましたけれども、枚方公民館を廃止し、そうした一定の方向性を出すと、一年間準備をし、条例制定をしようと

した時に、いったん条例制定をおろしました。それが17年ですけれども、この経過は一定市民の理解を得られていないという理由です。18年になってこうした専門のチームのような審議会を設けて、丸1年かけて議論をしていく。それからもう一つは市民の説明会を実施し、そういう中で2年間そういうチームの中で取り組みをしてやってきたということがあります。もう一つは、それに対応する施設があるという、非常に辛いのは芦屋の場合は文化面もスポーツの面も非常に限られた施設しかないということが一つございます。それから、これは行政の、4月1日を目前にして変な言い方ですけども、そうした生涯学習とか社会教育そのものへの理解をし、それからそうした仕組みづくりをしていくためには、行政の側にもそうした職員が必要です。毎年変わるようでは。正直申し上げて、例えば、枚方の議事録を一部読みましたけれども、行政サイドの説明を読んでいますと、おそらく着任して数ヶ月の職員ではとても学識経験者が非常に多くいらっしゃる中での議論というのはでき得なかったと。それとそのことに対しては市をあげての方針として市長を中心に市長部局全体、教育委員会を含めて全体で取り組んでいるわけです。ですから、芦屋市が、今安東委員がおっしゃっていただいた形、将来的には私はそうあるべきだろうと思っています。先ほど申し上げたように、生涯学習を推進するためには、その位置付けを市全ての行政の根幹に置いて、平等に分配していく。一定の負担をしていただきますというのが本来だろうと思いますが、行政内部のそういう土壌をきちっとおさえ、なおかつ市民の方にもそうした一定の理解を得られるだけのものをやっていこうとすると今の芦屋市の生涯学習課の現状では困難であると思います。正直申し上げて去年の4月に参りまして、過去に社会教育に携わらせていただいたのでお話がある程度できますけれども、全く経験の無い職員が私のポジションに来てすぐにやれと言われてもできないと思います。どこまで目標設定をし、市民の方にご理解をえるだけのことを行政がもつことができるかというのが課題だと思っています。お答えになったかどうか分かりませんが。

(橋本部長)

社会教育登録団体は申し込みの段階で早く登録ができるとか、減免のメリットがあります。ただ、資料2に書いてありますように、関東が進んでいるところが5割減免、3割から5割です。だから芦屋市の減免率3割がどうかというときには、先進市のレベルかなというのが一つあります。一つには先ほど津村の方も申していますように、マンパワーが、非常に芦屋市の場合は経験豊かな援助の方法として専門的指導助言がほとんどできておりません。スポーツ面ではある程度社会体育に通じたものがずっとおりますけれども、特に文化活動については皆無といったほど、逆に市民の方に助言をいただき教えていただく。という逆の立場になっております。建前的にはそういうふうに申していますけれども、先ほど言いましたように今後も益々そういう知識、経験を有している職員がもうリタイヤしていきますので、非常に困難かなと心配をしております。そう

いう中で、文化や生涯学習をどのように進めるにあたって、行政の限界というのが昨今痛切に感じております。これから益々今の要員の適正化という中で、退職者と同数の職員を雇っているわけではありませんので、特に行政に過大なことをいわれてもできませんと、かえってサービスは低下しますよと、なので皆さんお助けいただきたいと、行政もがんばりますけれども。行政が何をすべきなのかというのを逆に明示していただきたい。スポーツなり文化なりを維持、向上していきたいというふうに思っていますので、そういう観点をふまえて。

それと、樋口さんに前から言われています、自立について。あまり減免を手厚くすることによって、自立心がなくなってくるのではないかということも兼ねてからおっしゃっておられます。我々も課題であると思っています。

(野原委員)

このことを話し合ってきて、何回もでてきた話です。ここに書いてあります登録申請書さえ出せば、出せばといえば語弊がありますけれども、それを見て差し障りがなければ皆さん受け付けてらしたのが現状だと思います。その中で、こういうのはいくらでも書きようがあります。だから増えてくると思います。ただ今見ました中で、PTA だとかコミスクだとか芦屋カレッジだとか体育協会とか、実際に市民としてメインで、しっかりとしてやっているところはこれから、どうぞこちらに加入してくださいという指導はできるかと思えます。この組織の細かい話は後の話だと思います。ただ問題なのは、やはり今言いましたように、無造作に入ってくるといいですか、明らかに主軸をお止めになれますかということにもなりますよね。具体的にどうなさるのですか。明らかに、あなたのところは主軸じゃないと、行政が本当に言えますかといいますとやっぱり私たち疑問を感じまして、申請書だけでは絶対に引っかかってこないと思います。

それともう一つ、特に何回も加入団体名を見せていただいた中に、突出してびっくりしたのは、子育てグループがものすごい量です。市も子育てに関するグループを立ち上げていらっしゃるんですね。それとは別に5、6人のグループが多いですよ。私も子育てを経験していますが、核家族になってちょっとした心配事とかお隣の奥さんと一緒にという軽い気持ちの団体がいっぱいいると思います。いわゆる親睦会みたいな感じで、社会教育までいかない。そういう所がたくさんあると思います。それをなんとか一つに大きなラウンドで見れないでしょうか。基準をしっかりしないと、どんどん数が増えます。だから、どこで切るかというよりもやはり芦屋市として出ているようなメインがしっかりしているので、後の部分と市が分からない部分、市民団体とそこをどう考えるかということですよ。どこに規定をかけるのか、どうかけるのか。やっぱり文化都市だからかけないのか。では、数が増えたと言って大騒ぎしてもしょうがないとか、そういう議論になっていくような気がします。

(花木議長)

野原委員がおっしゃいますように、芦屋市の場合は圧倒的に施設が不足しています。整備が遅れているわけであります。ですから、スポーツ活動においても、スポーツをやりたいけれども、なかなか施設が無いから参加ができない。また活動ができないというのを聞いています。ですから文化活動をやる教室までくい込んでいって、スポーツをやっているという今状況にあります。ですから、そういう状況で減免をやると、登録団体がどっと増えることと同時に利用者が増えていきますから混雑してきます。正規に社会教育も兼ねた活動を展開しているところまで影響していつている。そこも活動ができなくなってしまうというふうになってきつつあるわけです。しっかりとどこかで制限をするかやっついていかないと今の状況でいうとなかなか今後難しくなってくるのかなと。活動自体に難しくなってくるのかなと。最近特にそういうふうになってきています。それを上手く指導範囲を、一つの大きなメインにある団体が統率していくという流れをつくっていけばそれに付随するような団体がいっぱいあるのではないのでしょうか。孫がまた孫を生むという形で増えているわけですから、そういうものが集約できて、統率していけば一つの団体が社会教育登録団体であれば、後は例えばその代表会がそのスポーツ団体を統率していけばいいわけですから、すべてそこと調整すればいいという流れ、そういう流れを、枠をつくった方がスムーズになられるのかな。いずれにしても施設が不足しているわけですから、これ以上減額すると、どんどん入ってくるわけですから、場所の奪い合いになる可能性が高い。そうすると活動ができない。そうすると国及び地方公共団体は国民のために全て教育の場を与える、ということにつながる。つながってこないというふうになって、その辺りが、手綱を緩めすぎると緩めすぎただけ増えていく、混乱する、非常に難しいところです。だからといって社会教育法の定義には、社会を場とするすべての場において教育活動をする、これが社会教育法の定義だとしたら、これすべてですから、相手の活動をだめだと言えない。宗教活動等になると、非常に混乱をしていくという流れがある。どこかで調整をしなければならぬ、それをどう調整するのかということですが、今野原委員がおっしゃったようにメインの組織に吸収できるような体制をつくって、そこで吸収して一本化していくと登録団体も少なくなる。責任をもってその団体は統率したらいいと思います。

(樋口委員)

いわゆる枝番をつけて団体の整理をしていくという考えと、もう一つは認定する際の規定をより明確にすることによって網の目を少し細かくするという2点が今後の取り組みですね。施設が無い、ということでなんとか知恵を出さないといけません。

芦屋市は確かに1市で何とか協会がまとめられそうな地域の大きさです。しかし、それぞれの地域性が震災以後非常に明確に出てきました。ですから例えばサッカー協会でも、山手のお母さんお父さん方と、他の保護者の方との関わり方とかいうのも違ってきてい

ますから、これを今後も一つにまとめていくということをしながらかねを出していくということの困難さというのは一つ想像されることです。今後地域の社会教育力、しいては家庭の教育力これを芦屋の中においてどういう仕組みをつくっていけばよりその方向にいくのだろうかということをお前提にして、社会教育委員ですからして考えていくときに、この社会教育関係団体をその方向に流れるような一つの仕組みとして見直しを図っていくような考え方もできるのではないかと。例えば小学校区単位ぐらいで、地域協議会みたいなものをつくっていただいて、社会教育団体だけではなくて福祉団体や自治体関係や各団体が、できるだけその地域の中で係わり合いをもつことによって、住んでいる人たちが日常生活の中で顔を合わすわけですから、そういうようなコアをもう少し力をいれてもらいたい。昔は小学校で運動会とかありました。何町会とか運動会が。地域の中にこんな大人の人があるんだという形で関わりをもちました。小さな昔の神社の祭りには、その人たちが集まるとか。本当にコアで顔見知りになっていく。そういうことをもう一度出させるような地域づくりを考えていく中で、学友会の中で社会教育事業をしていただいておりますの方々には大いにそうしていただいて事業展開をしていただく。お力を貸していただく。特に学校施設の会合だとか、あるいは放課後の中での指導員だとか、今後また学校教育の中に昔遊びだとかをどんどん入れていこうという動きが一方である中で。社会教育関係団体も、場所を見つけて、自分たちだけで学習している成果を発表する場だとか、体育協会であればその方々が集まって例えば小学校区で運動会を皆さんしませんかとかいうようなことができる。

(花木議長)

今樋口委員さんがおっしゃった意見ですけれども芦屋市の場合コミスク活動というのがあります。各小学校区ですべて立ち上がってしまっていて、また東京に平成13年スポーツ21、県からおりてきたスポーツ制度、あるいは総合スポーツ学科グループを設置しようという意味でつくられたものですが、そういうことが据わっています。そこをうまく生かして社会教育という面を含めた取り組みができていけば、もっとこう盛り上がっていくのではないかと、そういうふうに思います。そうすると、今おっしゃいました地域ごとに盛り上がってくる、年に1回か2回即席で大運動会とか活動する場所をつくっていくと非常に盛り上がるのかなと思います。

(橋本部長)

トップリーダーという、花木会長みたいなことで、世界中の人がくるということで、一目を置けるような人をまず登録していただいて、WBCの原監督ではないですけども、オール芦屋という感じで。例えば、スポーツだったら花木会長が全部束ねるというようなカリスマ性のある人がいます。少なくともそういうところで、文化面でも登録していただいて、まずなんか始めるとそこへ相談するという感じで。小さいところで何か

していくような仕組みとといいますか。ぜひ花木会長に教えてほしいという方がたくさんおられます。ですから、地元の岩園校区以外に、浜の方でも、花木会長のところに習いに行きたいなという方が絶対いらっしゃいます。だから、そういうできるような人だけでもちょっと整理していくというか、何か考えないと、スポーツはやりやすいと思いますが、文化面は色々流派等があって難しいかもしれません。

(野原委員)

前の会議でも言いましたように、横のつながりが無いんですね。市民からしたら、それは何という感覚がいっぱいあると思います。だから、その各トップたちが話し合っ一緒に自分たちの何かを作り上げていくというのは。

(樋口委員)

トップ同士が故意に一緒にやるのは難しい。特に社会福祉協議会などは、顔なじみで、ましてこういうところに出てくる人は2つ3つ役をもっているの、そういう意味で、一緒にやりましょうとトップ同士がそれを持ち帰って理事会で一緒にやりましょうと言ったら自らの団体の独自性が出せません。だからいわゆる自分のところの自主事業を出すことによって組織の存在が一生懸命がんばっているのに、トップが一緒になってやりましょうかと、せっかく苦勞して行っている自主事業が薄れるようなことをしていたら困るというようなことがやっぱりあるわけです。だから組織としては、電子的にできているようにいいますが、トップのいうことを末端までが「皆さんこうしましょう。」「はい。」と聞く組織は皆無に近いのではないかと思います。

(橋本部長)

まあライオンズが市内にたくさん数があるように、それが象徴していると思うんです。他の市でしたら20万都市でもライオンズクラブといたら1つか2つしかないと思うんですけどね。

(中村委員)

樋口委員がおっしゃったように、地域の中で色々な団体のところの皆さんに集まっていただくというのは大変ちょっときつい。私は集会所で呼びかけたのですが、なんであなたが呼びかけるのかと言われました。そのときは防災組織を組みたかったのですが。

昔は地域の運動会、同じ町の対抗別で行っていたのですがそれがだんだん、少子化というか高齢化もあって人員がそろわないからということで町が仕切った体育会、昔の運動会ができないのが悔しいですが。だから各団体でそういうことをもう少し末端の委員さんまで広げてぜひ来てもらわないといけないということを私は経験しました。

(樋口委員)

まさしく、活動している地域の方を呼びかけてもなかなか集まってくれないのが現状ですね。だからそれをさせるためにはその教育委員会と市町教育が一緒になって地域ぐるみ、地域の活性化を図るために手を組んで各団体にそういう地域ごとの協議会をつくっていただくようなことを行政として求めたいと。地域ごとでそういう団体ができれば何かにつけ団体を通じて地域のこと、クリーン作戦であるとか登下校の見回りだとか、それこそ本当に自分たちの生活圏のエリアの中の問題について関わるようなことをどんどん施策としても出していけるし、ある種協議会ごとにそういう特徴をもったことをしていけば、その地域協議会の会合みたいなものを、どこの公園で何が入りましたとか、どこでどんな問題が起きていますとか、近頃ここはようきが悪いから気をつけてくださいねとか、ということそのエリアだけの広報誌みたいなものをつくることで、全市的なものとエリア的なものとをマッチングさせたような、啓発するもので、西宮は宮っ子というのがありますから、芦屋の場合は芦っ子でもできれば。

(橋本部長)

地域協議会は地域で、実際、老人会であるとか自治会とかコミスクとか提携して色々祭りとかやられているところがありますね、ですけど、だいたいもう住み分けて、この事業はこうことでなっているから、地域でなかなか全市的に、できるところからやるという方法はあるかもしれませんが。

(中村委員)

ただ、確かにおっしゃる通り、今までやっていたんです。今までやっておられるところもあるのですが、どことも、偏ったところがあります。自分たちだけでやっていたところが、だんだん新しい人が入ってこないからもう全部衰退している。恐らくここ10年くらいで皆さんもう無理といっています。だから、この機会にやれるところからぜひともそういう仕組みづくりを。

今回市民センターが工事の為に休館するじゃないですか。その間どこを使ったらいいのかというのがありまして。一番に集会所ですよ。そこの利用状況をインターネットですぐ分かるように作るプログラムが簡単じゃないですか、今もあるわけだから、集会所でそういうことをやってもらうことができないのかということをやったら、集会所の管理人さんが、「そんな責任のあることやめてください。」と言われました。

(津村課長)

本市の基本は施設がないことです。生涯学習センターが無いこと。私は加古川から来ていますから電車に乗っていると、ラッシュで駅に着くと、生涯学習センターがあって、非常にうらやましいなと思いがらいるのですが、そうした情報も、本市の批判ではあ

りあせんが、お金がないがゆえに、市も縮小したい。限界があると。センターポストがあったにもかかわらず、できなくなっている。そこで止まっているというのが事実だろうと。施設のあり方、それを議題にご協議いただければなあと。これは枚方も同じやり方をしました。あり方、考え方の整理を半年ぐらいかけて。今度は施設のあり方を半年かけて、分けて。ちょっと形態が違いただろうかと。私の中だけかもわかりませんが、数あることは悪ではないと思います。東京は文化のバロメーターという言い方をしています。

いつでも、どこでも、だれでも、ということになるのかも分かりませんが、自分自身これがしたいという選択の中で、自由に学習活動ができるというのが生涯学習の社会だろうと思いますから、仲良し同士が増えることは、僕は個人的にいいと思っています。そういう中で、学習の機会が提供できる、これはすばらしいことだと思います。ただ、生涯学習そのものの考え方は変わってきていると思うんです。自分が満足するという学習社会から、それを地域に還元するとか、まちづくりの中に生かしていくということが今一番求められていることだろうと思いますし、そういう仕組みづくりが行政に求められているものというふうに理解しています。コミスクは出来て30年になります。びっくりするのは、市内の認知度は、知っているという人は3割です。ですから、ものすごく時間を要するものであることも事実です。

それともう一つは、縦割りの中の弊害を解消したい。総合行政という話をさしていただきましたけれども、実はあるテーマ、例えば、高齢者の部分になれば地域のいろんな団体が集まって、その地域の高齢者をどうしようという会議が校区ごとにあります。中学校区ごと。もう一つ、小学校区ごとにもそういう組織を実はつくっています。それから上がってくる課題をどう解決していくのかということを検討する市全体の場所もってます。そういう仕組みづくりをここ7、8年、10年にはならないと思いますけれども取り組んできて、今毎月、毎週とはいきませんがそういう活動を続けてきています。そこには地域の人、民生委員さんが入ったり。これが基本的に社会教育の中でもそういう仕組みを、そこに合体をしていく必要があるだろうと。コミスクもその他の社会教育登録団体のグループもそうしたところに参画をしていただくような仕組みづくりをすることがこれからの生涯学習社会の課題だろうと基本構想の中では思っています。

それと団体をまとめるというのは非常に難しいだろうと思います。その人たちが自分たちの満足いく方法で学習していただくことでいいのではないかと思っていますのですが、先ほどおっしゃられた体育協会の中で活動しているところもあれば、独自で活動しているところもありますので、そうした市行政側の課題としてはそうした縦割りを廃止して、どう市民参加平等のまちづくりをしていただけるような組織にするのか、それが一つだろうと思っています。それから、そうした中に、それぞれ活動している、好きなことをしているというところから、市民活動センターが恐らくその活動の拠点になるん

でしょうけれども、そういう所に経緯をして、中間支援という立場にそういう支援をしていただいて、それをまちづくりの中に取り込んでいけるようなそういうシステムづくりがやっぱり先ほどの各委員さんのお話の中からは目指すべきことという理解でいいのかなと思いますし、我々としては基本構想を策定した段階でそういう方向性を見出しているのご理解いただけないかなと思います。

(樋口委員)

やり方の一つとして確かに芦屋にはそんなに目立った大企業があるわけではないですから、市が一生懸命ホームページにしても色々なスポンサーを募集して民間企業も協力もしようということで動いていますけれども、エリアが小さくなれば当然その少ない費用でも協力してあげようかなと。市民参加をもってやるようなやり方にしていくときに、何とか取り込みたいのは企業なんですよ。小さい企業でもいいから20、30集まれば資金が集まりますから、そういうその活動しておられる登録団体とか、どちらかというと時間を出していただだけませんかというねらいがあるし、企業にはできるだけ資金援助してもらえませんか、資金と時間のある方が集まってくるということで費用が出てこれるような地盤をつくってやっていただきますと。昔は運動会の協賛企業がありましたけど、ああいうような仕組みが地域づくりのためにできないかご配慮いただけたらなと。

(津村課長)

そういう発想というのは19年の3月に市が策定した地域福祉計画の中に寄付文化の醸成というのが一項目あります。ただ、項目はあって目指そうとはしますが、動いていません。どう取り組んでいくのかという問題と、やはりマンパワーです。これは数が多ければいいということではないのですが、そうした仕組みを全体に生かしていくような行政の組織体制の確立が必要です。おっしゃる通り計画はあります。実に寄付文化の醸成という。昨日実は別の会議に出ていたのですが、放課後こどもプランというのがありますが、それが出来る前に芦屋市はそういう方向を目指す方針が出ています。でも、やはり動いていません。私たちもこの見直しの件も数年かかってまだかというご指摘も受けましたし、生涯学習の基本構想をつくりましたけれども、やはり絵に描いたもちにしない、実行に移していく、これが今の芦屋市の弱いところです。

(野原委員)

誰かが火をつけて、それを大きな火にするかという問題だけでね、大きな火にする為には、風向き考えて扇がないと、こちらで風が吹いても。ただ、煙はいっぱいあるんですよ。福祉もそう、社会教育もそう、市民団体もそうです。煙のないところに火は立た

ないわけだから、煙はあるうちに。煙も何にも無いところでは煙を起こすだけでも大変ですよ。

ただ、誤解のないようにしておきたいのは、3年前に私たちが就任したときに、膨大な数字の団体数がかかれていて、これをなんとか考えないといけない、これはもう増えるだけなので、場所も無ければお金も無いし、何とかしてくださいませんかという発想で色んなこと言っていたと。社会教育という理念からすればそれこそ10人じゃなく3人だけでもOKはOK、理想からいえば、いくらでもOKなのです。しかし、市としてはかなわない時期にきましたから何とかこの団体を、こんな数字どうなんでしょとかと、いう方向で考えてくださいという最初のご提示があったので。そうでしたよね。

だからその700、800という、幽霊団体は受け入れないでいきましょう、明らかに活動してないところは切りましょうということで、やっと400にきて、これが多いか少ないかはどう感じるかですけどね。

(大江委員)

芦屋PTA協議会にしろ、体育協会にしろ、しっかりしているところは組織でそれなりに費用的な面も考えて活動を変えてきています。例えば、芦屋PTA協議会はほとんど市の中心部にあった市民センターでしてましたときは20校園にして理事会もしていましたけど、今は費用もかかるし場所も取れないということで、当番校の学校にすべて理事が集まるようになっていきます。今年は、朝日ヶ丘小学校でしたけれども、そこに私たちも通いました。そういう形に変えていっていますので、頭数がしっかりしているところは、そういうような形に活動自体見直していただけますが、野原委員がおっしゃったように本当に小さい団体、先ほど例に挙げました、幼児たちの活動ですが、私まだ一番子育てに近い年齢だと思うんですが、私から見ましても、公園デビューをしてないような団体なんですね。特別の講師を呼んで幼児教育をしているわけでもなく、お母さんたちの相互交流が主の目的かなというような団体があったりするんですね。仲良しグループというのもお母さんたちのグループで、精神的な栄養であればいいと思うんですが、それを全部認めてしまつては、市民だけの団体が登録団体になってしまつて、増えていく一方ではないかと思うんです。そういうところの規定がしっかりしていないと、芦屋市に余力があればまた別ですけど、本当に今後取り潰していかなければならない状態であれば、やはり市民に対しても少しきちんと厳しくしていかなければならないというふうに思いますけれども。

(津村課長)

樋口委員から前回に言われた自立ということだと思いますと、例えば体育協会であるとか、PTAもそうです、完全に自立できています。そこに減免制度があるのかどうかという議論は別にしても、そういう芦屋のマンパワーというのは、一方では行政が弱体化

していますけど、あの市民のマンパワーというのはすごいと思います。他市にはなかなか見られない状況までできているのではないかなと自負していますけれども、それを上手くつなぐ、そういうネットワークとかそういうのを課外別だけではなくて、どうやって市が市民のマンパワーを、うもれている資源を市政に生かしていくかという仕組みが芦屋は弱いんです。それが、枚方の色々なビデオ等を見ていて行政の発言を聞きますとね、そこを目指すパワーがすごいんです。まだもっと詳しく調べていきますけれど。そういう部分の中で、そしてその中で、社会教育が担うべき役割は少し整理をする必要があるなというふうに思っています。

基本的に来年21年度が基準年になります。ご指摘をいただいた本来社会教育活動をきちっとやられているところなのか、営利を含めてやっぱり社会教育活動とはいえない団体、これについてはどう運用するかについてはまたご報告させていただきますけれども協議し整理をしていただくということ。

(樋口委員)

枚方市のこの整理の仕方って非常に分かりやすいですね。もしできれば枚方市と同じものをつくっていただいとおはかりいただいて、教育委員の会議で承認されるという方向でおまとめいただくのはいかがでしょうか。

<全員異議なし>

(津村課長)

細かなどういう基準をつくりますとか、こういう形でいかがですかという方向をお出しいただいた段階ですね。

(樋口委員)

作っていただいた資料4の、いわゆる登録要件と申請要領の登録の要件②から⑦とこれを見合わせて考えていくというときにね、この「(1) 公の支配に属さないで、社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とする団体であること。」この「主たる」というのを入ってしまうと、これを「主たる目的とする」とする書き方はもっと厳しくなるのではないかな。

(津村課長)

それは見直しの案ではないんです。現行の規則です。

(橋本部長)

それは社会教育法に書いてあるそのままです。

(津村課長)

お恥ずかしい話ですけど、この要領の決め方がおかしいんです。おかしいんです、と自分が責任者でありながら申し訳ないんですが、これは15年にこの書き方をしつとそのまま継続して使われているようなんですけれども、目的も含めて。この目的は規則に挙げているような目的が入らないとだめだということで。通常役所でいいますと。ここに挙がってくるような規則で、例えば、おおむね市民であることとなったら、それは基準としてどうなのかというきちとした規定はしていかないとだめだと思うんですね。

それと反省点は、もう一つは登録ができるように窓口で指導していた。こう書かれたらできませんよ、と。私も色々思い出しているのですが、ご指摘の通りもそうでした。たぶんそういう社会教育の関係だと話をしていると思うんです。期別をつくるときに。発想は違うものだったと思うんですよ。それがいい方向に動いていただいているんでありがたいのですが。元になる考え方が1個あると思いますから、分かりやすい表、要領にするのか要綱にするのか名前は分かりませんが、そういうものをきちっと規定をさせていただきたいと思います。

もう一つ、2年というのは、よろしいですか。今3年ですが。

(野原委員)

前に、3年は長いということで2年になったと思うのですが。

小さなグループはね、こういうものを提示されたら分からない。少なくとも私塾・文化教室これらは早急にチェックできるだろう。

(津村課長)

団体を登録できるようにするのに改則を出されたときに、こう書かれたらいいですよ、だから書面上だけはいけるようになっているんです、というのが辛いんです。だから、これはどちらかという和学校というかそういう本当に講師が流派の問題が無いようにですけど教室としてやられているんじゃないかということは見受けられます。ただ、文章上は可能なように、許可できるような文章になっているんです。

(樋口委員)

我々民間カルチャーの立場でいうと逆で、いつも減免という形で行政が挺入れしているからやらない。自立しないからその問題はある。いわゆる民間の施設を使ってより多くの人たちに自分たちのあれをする。民間カルチャーが社会教育登録団体じゃないみたいな思いが一方ではしてくるわけです。社会教育を担っている民間とどう今後ダイレクトしていくかというようなことを本来考えなきゃいけない時期にきているのに、いつま

でも20年来のことをやっていることが、もう世の中変わってきているんですから、できるだけ民間の力も借りながら、今後の芦屋の地域構造を考えていくかということを考えていかないと。単に団体の数を減らすということだけじゃなしに、その中でもっと民間の方にも入っていただき、民間の方もそこで仕事をして地域の、芦屋というブランドがあるので、芦屋そのもののブランド名を高めればより私のとこのお客さんが増えると、民間側としてはそう考えますが。

(花木議長)

そろそろお時間がまいりましたので、委員会のほうは終了させていただきたいと思えます。

(津村課長)

本日は貴重なご意見ありがとうございました。

以上